

租税特別措置法等（石油石炭税、航空機燃料税、揮発油税及び地方道路税関係）の改正

目	次
一 輸入特定石炭に係る石油石炭税の免税措置の適用期限の延長 ……678	置の適用期限の延長 ……680
二 輸入沖縄発電用特定石炭に係る石油石炭税の免税措置の適用期限の延長 ……679	五 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の適用期限の延長 ……680
三 国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付措置の適用期限の延長 ……679	六 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に規定されている揮発油税及び地方道路税の適用期限の延長 ……681
四 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措	

一 輸入特定石炭に係る石油石炭税の免税措置の適用期限の延長

1 改正前の制度の概要等

れ2年延長され、平成19年3月31日とされてい
ました。

(1) 制度の趣旨

平成15年度の税制改正において、石炭が石油石炭税の課税対象に追加されましたが、輸入石炭のうち、鉄鋼の製造に使用する石炭、コークスの製造に使用する石炭及びセメントの製造に使用する石炭（以下「特定石炭」といいます。）については、

- ① 製品の製造用原料として石炭の使用が不可欠なこと、
 - ② 石炭に代替するものが事実上存在しないこと、
 - ③ 製品価格に占める石炭の費用の割合が高く、石炭の価格上昇が製品価格に与える影響が大きいこと、
- を踏まえ、国民経済等への影響にも配慮し、石油石炭税が免除されることとなりました。

その後、期限の到来に伴い適用期限がそれぞれ

(2) 制度の概要

特定石炭を保税地域から引き取ろうとする場合において、引き取ろうとする者が、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けてその特定石炭を引き取る時は、その引取りに係る石油石炭税を免除することとされています（措法90の4の2）。

2 改正の内容

「輸入特定石炭に係る石油石炭税の免税措置」については、平成19年3月31日までの措置とされていりましたが、この適用期限の到来に伴い2年延長することとされ、平成21年3月31日までの措置とされました（措法90の4の2）。

二 輸入沖縄発電用特定石炭に係る石油石炭税の免税措置の適用期限の延長

1 改正前の制度の概要

(1) 制度の趣旨

平成15年度の税制改正において、石炭が石油石炭税の課税対象に追加されましたが、輸入石炭のうち、沖縄の発電用途のものについては、

- ① 需要規模が小さく原子力発電が困難であること、
 - ② 水力発電も限定的であり、また本土の電力系統を利用した広域融通ができないこと、
- といった沖縄県の特異な電力事情等に配慮し、沖縄振興の観点から、石油石炭税の免税措置が講じられました。

なお、本措置については、租税特別措置法に規定されるとともに、沖縄振興特別措置法において、同法上の特例措置と位置づけられており、この免税措置の適用期限は、他の沖縄振興特別措置法に基づく租税特別措置と同様に、平成19年3月31日までとされていました（措法90の4

の3、沖縄振興特別措置法65）。

(2) 制度の概要

沖縄発電用特定石炭（電気事業法による一般電気事業者又は卸売電気事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する石炭をいいます。）を保税地域から引き取りようとする者が、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けてその沖縄発電用特定石炭を引き取るときは、その引取りに係る石油石炭税を免除することとされています（措法90の4の3）。

2 改正の内容

「輸入沖縄発電用特定石炭に係る石油石炭税の免税措置」については、平成19年3月31日までの措置とされていましたが、この適用期限の到来に伴い5年延長することとされ、平成24年3月31日までの措置とされました（措法90の4の3）。

三 国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付措置の適用期限の延長

1 改正前の制度の概要等

(1) 制度の趣旨

平成9年度の税制改正において、石油を巡る状況等に配慮し、石油資源の効率的な利用を促進するため、石油税（現行石油石炭税）の課税対象外とされている輸入石油アスファルト等と石油税課税済みの原料から国内において製造された石油アスファルト等（国産石油アスファルト等）の税負担の均衡を図り、国産石油アスファルト等が適切に消化されていくための流通環境を整備する観点から、2年間の措置として、国産石油アスファルト等について、原料段階で

負担している石油税相当額を還付する措置が講じられました。

その後、期限の到来に伴い適用期限がそれぞれ2年延長され、平成19年3月31日とされました。

(2) 制度の概要

具体的には、石油石炭税課税済みの原油又は輸入石油製品を原料として国内において製造された石油アスファルト等（関税定率法別表第2713・20号の石油アスファルト及び同表第2713・12号の石油コークスをいいます。）を、その製造した製造場（石油アスファルト等を製

造することにつきその製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた製造場に限られます。）から移出し、又はその製造場内において燃料として消費した場合には、その移出され又は消費された石油アスファルト等の数量に応じ、1ℓ当たり2,040円として計算した石油石炭税相当額を、その石油アスファルト等を製造した者に還付することとされています（措法90の6

の2、措令50の2）。

2 改正の内容

「国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付措置」については、平成19年3月31日までの措置とされていましたが、この適用期限の到来に伴い2年延長することとされ、平成21年3月31日までの措置とされました（措法90の6の2）。

四 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の適用期限の延長

1 改正前の制度の概要

平成9年度の税制改正において、沖縄県の経済社会が厳しい状況にあることなどに鑑み、沖縄振興策の一環として、沖縄の重要な産業の一つである観光の一層の振興を図る観点から、本土－那覇路線の航空運賃引下げのための措置として、空港使用料の引下げ及び航空会社による協力とともに、沖縄路線航空機に平成14年3月31日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率を1ℓ当たり15,600円（本則の3／5）に軽減する特例措置が講じられました。

その後、平成11年度の税制改正においては、より一層の沖縄振興を図る観点から、航空運賃の更

なる引下げに資するため、税率を更に引き下げることとされ、1ℓ当たり13,000円（本則の1／2）に軽減する措置が講じられ、さらに平成14年度の税制改正においても、沖縄県の社会経済状況等を考慮して適用期限が5年延長され、平成19年3月31日とされていました。

2 改正の内容

「沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置」については、平成19年3月31日までの措置とされていましたが、この適用期限の到来に伴い5年延長することとされ、平成24年3月31日までの措置とされました（措法90条の8）。

五 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の適用期限の延長

1 改正前の制度の概要

(1) 制度の趣旨

平成11年度の税制改正において、離島については本土との地理的な隔絶性等の特殊事情があり、離島住民の生活の安定を図る上で航空交通の安定的な確保について政策上の配慮が求められていたこと等に鑑み、2年間の措置として、離島路線のうち離島住民の生活の安定を図るために特に必要なものについて、航空機燃料税の

税率の特例措置が講じられました。

その後、期限の到来に伴い適用期限がそれぞれ2年延長され、平成19年3月31日とされていました。

(2) 制度の概要

具体的には、離島と本邦の地域との間の路線のうち一定の路線（特定離島路線）を航行する航空機で、航空運送事業者が行う旅客の運送の用に供されるものに積み込まれる航空機燃料に

係る航空機燃料税の税率は、19,500円／*kl*（本則税率の3／4）とされています（措法90の9）。

本特例措置の適用対象となる「特定離島路線」とは、離島（その地域の全部又は一部が離島振興法の規定により指定された離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法に規定された奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法に規定された離島をいいます。）と本邦の地域との路線のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして定める

路線とされており、平成19年3月31日現在、52路線が指定されています。

2 改正の内容

「特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置」については、平成19年3月31日までの措置とされていましたが、この適用期限が到来することに伴い2年延長することとされ、平成21年3月31日までの措置とされました（措法90条の9）。

六 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に規定されている揮発油税及び地方道路税の適用期限の延長

1 改正前の制度の概要

(1) 制度の趣旨

沖縄が本邦に復帰する前（昭和47年5月15日前）の沖縄における間接税の課税物品の税負担を本邦と比較すると、沖縄は相対的に低い水準にあり、このような実績を踏まえ、間接税について、復帰後直ちに本邦税率をそのまま適用すると、沖縄県における一般消費者の生活や産業経済に及ぼす影響が大きいと考えられたところから、その緩和を図る観点から復帰後5年間は、原則として復帰前の負担水準を維持する措置が講じられました。

その後、昭和52年度においては、5年間の期限延長を行うとともに、段階的に負担水準を本土並みに近づけていくための措置が講じられましたが、さらに昭和57年度、同62年度、平成4年度、同9年度及び同14年度においても、沖縄県の社会経済情勢等を考慮して、それぞれ5年間の延長措置が講じられてきたところです。

これらの経緯をたどって、沖縄県に移出する目的で、その区域内にある揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発

油については揮発油税及び地方道路税が軽減されています（沖特法80）。

(2) 制度の概要

昭和55年5月15日から平成19年5月14日までの間における揮発油税及び地方道路税の税率は、本土における両税の合計額（1*kl*につき53,800円）に538分の468を乗じて計算した金額（すなわち1*kl*につき46,800円）とすることとされてきました。（沖特令74）

2 改正の内容

「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」に基づく揮発油税及び地方道路税の軽減措置は、沖縄の復帰に伴い、本邦の諸制度の沖縄県の区域における円滑な実施を図ることを目的としており、これまでも沖縄の産業振興、県民生活の安定・向上に大きく寄与してきているところですが、本年5月14日の適用期限の到来に際しては、沖縄県の最近の社会経済状況及び県民生活の実態にはなお厳しいものがあることから、その適用期限を5年延長することとされ、平成24年5月14日までとされました。（沖特法80、沖特令74）